

# 静岡県民の歯や口の健康づくり条例の改正案の概要

## 1 条例改正の背景

本県は、平成 21 年 12 月に「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」を議員提案により制定し、県民の歯や口の健康づくりに取り組んできました。

しかし、条例の制定から 15 年が経過し、この間、「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）（以下「法」という。）が制定されるとともに、オーラルフレイル<sup>\*</sup>等の新しい概念が導入されるなど、歯科口腔保健を取り巻く状況は大きく変化しています。

歯科口腔保健を取り巻く変化に着実に対応し、県民の歯や口の健康づくりを一層推進するため、この条例を改正します。

※ オーラルフレイル…歯や口に関するさまざまな機能の軽微な衰え

## 2 条例改正案の概要

本条例制定後の歯科口腔保健を取り巻く状況の変化や法の趣旨等を踏まえ、基本理念、県が実施する基本的施策、県単位の組織等の規定を見直します。

- (1) 関係者等の連携（第 2 条及び第 6 条関係）
  - ・法の規定との整合を図るため、関連施策及び関係者の範囲を明確化
- (2) 新しい概念の追加（第 5 条、第 9 条、第 11 条関係）
  - ・本条例制定後の新しい概念であるオーラルフレイル予防を追加
  - ・生涯を通じた切れ目のない、歯や口の健康づくりを推進するため、ライフステージの特性やライフコースアプローチの観点を追加
- (3) 県民の役割の具体化（第 7 条関係）
  - ・生涯にわたり取り組むことや定期的な歯科検診の受診に努めることを追加
- (4) 県が実施する基本的施策の具体化（第 9 条関係）

県が実施する基本的施策として、以下の事項を追加

  - ・歯や口の健康づくりに必要な知識の普及啓発の取組の推進
  - ・生涯にわたる定期的な歯科検診の受診の推進
  - ・生涯を通じた口腔機能の獲得、維持、向上の取組の推進
  - ・関係者と連携した歯や口の健康づくりを推進するための体制整備
- (5) その他（第 10 条、第 11 条関係）
  - ・国の指針を勘案して県歯科保健計画を定めることが法に明確化されたことから、県の計画に関する規定の一部を削除
  - ・オーラルフレイル予防等の新しい概念及び実態を踏まえて、県民参画による県単位の組織を位置付け